

平成 19 年度 公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果の報告について

1. 評価委員会による評価について

このたび、横浜市公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、地方独立行政法人法に基づいて、公立大学法人横浜市立大学(以下「法人」という。)の平成 19 年度における業務の実績について評価を行いました。

評価委員会は、評価結果を法人に通知するとともに設立団体の長である市長へ報告し、公表しました。また、市長はこの評価結果の報告を受けたときは議会へ報告することになっています。

2. 評価委員会による評価の概要

全体の評価としては、概ね順調に実施していると認められました。

なお、法人化後3年目ということもあり、一部の項目ではあえて厳しい指摘(※)を付することとしましたが、横浜市立大学が大学改革の原点に立ち返って、理事長及び学長のリーダーシップのもとに全教職員が一丸となって、引き続き全力で取り組まれることを期待します。

※主な指摘事項

- ① 過年度からの指摘事項に対する対応について、法人全体として進捗管理がなお不十分である事項も散見された。
- ② 「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」の最終報告を厳粛に受け止め、法人全体としての内部統制・管理体制の確立に今後総力を挙げて取り組まれない。
- ③ 運営交付金が計画的に削減されていく中で、これまで以上に経営が厳しくなっている。法人全体の予算統制が実質的に機能する仕組みをこれまで以上に充実させ、実施することが必要である。

* 詳細な評価結果については、「平成 19 年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果」をご参照ください。

【参 考(評価委員会の概要)】

■目的

公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価等を行うため、設置(平成 16 年 12 月 24 日)

■評価委員会の主な事務

1. 各事業年度における業務実績についての評価
2. 中期目標期間における業務実績についての評価 など

■委員構成

	氏 名	役 職 等
委員長	川 村 恒 明	神奈川県芸術文化財団理事長
委 員	蟻 川 芳 子	日本女子大学副学長
	岸 勲	日本公認会計士協会神奈川県会相談役
	桐 野 高 明	国立国際医療センター総長
	山 上 晃	横浜商工会議所顧問

■根拠条文(地方独立行政法人法より抜粋)

(地方独立行政法人評価委員会)

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

■開催状況

1. 第 15 回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成 20 年4月 14 日開催)
2. 第 16 回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成 20 年5月 23 日開催)
3. 金沢八景キャンパス視察 (平成 20 年6月 24 日実施)
4. 第 17 回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成 20 年7月4日開催)
5. 第 18 回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成 20 年7月 29 日開催)
6. 第 19 回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成 20 年8月 25 日開催)

平成19年度

公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

1. 全体評価
2. 項目別評価

横浜市公立大学法人評価委員会

平成20年8月

目 次

1. 全体評価	1
2. 項目別評価	3
I 大学の運営に関する目標を達成するための取組	3
【総括的評価】	3
【法人の主な取組状況】	3
1. 教育の成果に関する目標を達成するための取組	3
2. 教育内容等に関する目標を達成するための取組	3
3. 学生の支援に関する目標を達成するための取組	4
4. 研究に関する目標を達成するための取組	5
【評価事項】	5
【指摘事項】	6
II 地域貢献に関する目標を達成するための取組	7
【総括的評価】	7
【法人の主な取組状況】	7
【評価事項】	8
【指摘事項】	8
III 国際化に関する目標を達成するための取組	8
【総括的評価】	8
【法人の主な取組状況】	8
【評価事項】	9
【指摘事項】	9
IV 附属病院に関する目標を達成するための取組	10
【総括的評価】	10
【法人の主な取組状況】	10
1. 安全な医療の提供のための取組	10
2. 健全な病院経営の確立のための取組	10
3. 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組	11
4. 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組	12
5. 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組	13
【評価事項】	13
【指摘事項】	14
V 法人の経営に関する目標を達成するための取組	15
【総括的評価】	15
【法人の主な取組状況】	15

1.	経営内容の改善に関する目標を達成するための取組	15
2.	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	15
3.	広報の充実に関する目標を達成するための取組	16
	【評価事項】	17
	【指摘事項】	17
VI	自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供	
	に関する目標を達成するための取組	18
	【総括的評価】	18
	【法人の主な取組状況】	18
	【評価事項】	18
	【指摘事項】	18
VII	その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組	19
	【総括的評価】	19
	【法人の主な取組状況】	19
	【指摘事項】	19
VIII	予算、収支計画及び資金計画 等	20
	【総括的評価】	20
3.	参考	21
	委員構成	21
	開催状況	21
	横浜市公立大学法人評価委員会事務局	21
	法人評価の概要	22
	主な評価の方針	22
	評価の流れ	22

平成 19 年度 公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

1 全体評価

〈 はじめに 〉

公立大学法人横浜市立大学は、市が設立するにふさわしい大学として、市民が誇りうる、市民に貢献する大学となること、さらには、発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育・研究を充実し、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学になることを目指している。この2つの目標を実現するために、「教育重視・学生中心・地域貢献」という基本方針のもとに大学運営の充実発展に取り組んでいる。

横浜市公立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価は、平成 17 年 4 月の法人化後、中期目標期間（平成 17～22 年度の 6 年間）の中間点とも言える 3 度目となった。なお、この中間点における 3 年間を通じた中間評価は、別途、当委員会において、社会経済状況の変化を踏まえて、専門的、総合的な視点により実施する予定である。

〈 過年度評価結果の概要 〉

平成 17 年度評価では、法人化後 1 年目でもあり、理事長及び学長のリーダーシップのもとに、年度計画に定められている課題に精力的に取り組んでいること等から、全体の評価としては年度計画を概ね順調に実施していると認めると同時に、個々の取組に対する項目別評価の中において、評価すべき事項とともに今後の具体的な成果を求めるなどの指摘事項を付した。

平成 18 年度評価は、法人化後 2 年目にあたり、前年度に指摘した取組の中には、なお成果があがっていないもの、改善がなされていないものが一部見受けられるものの、厳しい経営環境のもとにありながら、経営面では附属 2 病院をはじめ法人全体で前年度よりも改善が進められており、また教育・研究面でも着実に改善が進められているなど、全体としては中期計画に基づいて年度計画を概ね順調に実施していると認めると同時に、引き続き、理事長及び学長のリーダーシップのもとに、市が示した中期目標の達成に向けて、教育・研究の充実に努力を重ね、また法人の経営や財務運営などについても、市民にわかりやすく、説明責任を果たしていくことを期待したいと締めくくった。

また、前年度に指摘した取組の中には、なお成果があがっていないもの、改善がなされていないものが一部見受けられたため、当委員会としては、継続的に法人の改善状況などを確認し、取組を促してきた。

〈 19 年度の評価結果 〉

今回の平成 19 年度に係る業務の実績に関する全体の評価としては、法人が策定した年度計画については概ね順調に実施していると認められる。しかし、**当委員会が過年度の評価から指摘を続けているにも関わらず、未だ改善がなされていないものが見受けられるなど、法人全体として当委員会からの指摘事項に対する対応についての進捗管理がなお不十分である事項も散見された。**

また、法人が作成した業務の実績報告書においては、同旨の業務実績についての自己評価の表現に不統一が見られるほか、取組が不十分であったことについての記載が明確でないものも見られるなど、法人の自己点検・自己評価のあり方にもいくつかの課題が見受けられた。自己点検・自己評価を適正に実施することは、法人にとっても、また、大学にとっても今後の改善改革を進める基盤となるものであり、今後、この点を十分再認識し取り組んでもらいたい。

さらに、このたび明らかになった大学院医学研究科における学位審査等に係る一連の事態については、後ほど改めて触れるとおり、市民の信頼を大きく損なう極めて遺憾なことである。19年度においては、法人独自のコンプライアンス推進体制を制度として発足するなどの新たな取組も見られたが、結果としては、かなり以前から継続していることでもあり、健全な法人運営の基盤そのものを揺るがしかねない大きな課題が内包されていたと言わざるを得ない。

法人は、自ら設置した「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」の最終報告を厳粛に受け止め、職員倫理規程の制定、医局運営の透明性の確保、コンプライアンス推進体制の見直しなど、法人全体としての内部統制・管理体制の確立に今後総力を挙げて取り組まれない。

なお、財務面では、引き続き当期純利益を計上しえたもののその額は前年度に比し大幅に減少しており、運営交付金が計画的に削減されていく中で、これまで以上に経営が厳しくなっている。このような事態に対応していくためには、法人全体の予算統制（収支計画、資金計画、さらには人員配置計画や設備投資計画など）が実質的に機能する仕組みをこれまで以上に充実させ、実施することが必要であることに十分留意されたい。

最後に平成19年度を総括すると、前述のような課題もあったが、個々の取組については、教職員それぞれの地道な努力により、着実に成果を上げつつあるものも多々見受けられたことは大いに評価したい。

今後とも、市民に支えられた公立大学として、市民の信頼回復に向け、今一度、大学改革の原点に立ち返って、理事長及び学長のリーダーシップのもとに全教職員が一丸となって、緊張感を持って、全力で取り組んでいくことを期待する。

2 項目別評価

I 大学の運営に関する目標を達成するための取組

【総括的評価】

「教育の成果に関する目標を達成するための取組」、「教育内容等に関する目標を達成するための取組」、「学生の支援に関する目標を達成するための取組」、「研究に関する目標を達成するための取組」の4つの取組について、概ね年度計画を順調に実施していると認められる。

【法人の主な取組状況】

1. 教育の成果に関する目標を達成するための取組

1-1(1) 学部教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策

- ティーチング・アシスタント(TA)《*1》を増員する中で適切配置を行うとともに、並行講義《*2》の増設など、大人数講義及び実験実習における教育効果を高めるための取組を実施した。
《*1》 ティーチング・アシスタント(TA)：学部学生などに対し助言や実験、実習等の教育補助的業務を行う大学院生。大学教育の充実と大学院生への教育トレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院生の処遇の改善の一助とすることを目的としている。
《*2》 並行講義：受講者が大人数の科目について複数の同名科目を並行して開講し、少人数教育を維持することで教育効果を高めることを目的としている。
- 国際総合科学部では、コース毎にカリキュラムや教員の研究内容を記した冊子を作成・配布、説明会を開催するなど、コース選択の情報提供を実施した。
- 国際総合科学部では、各コースの理念を反映した改善改革計画書の作成には至らなかった。
- 医学部医学科では、シミュレーションセンター《*3》の本格的運用を開始し、シミュレーターを用いた実技実習を行った。
《*3》 シミュレーションセンター：医師や看護師等の医療技術知識の向上、技術評価の実施、腹腔鏡下手術手技トレーニングなど専門医としての診療能力を維持・向上するための施設。
- 医学部看護学科では、映像により客観的な看護実践評価が可能なe-ラーニングシステムを導入した。

1-1(2) 大学院教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策

- 大学院改革プロジェクトにおいて、目指すべき大学院像について検討した結果、国際総合科学研究科の再編及び看護系大学院新設の基本方針を決定した。
- NTT物性科学基礎研究所と教育研究活動に関する協定を新たに結ぶとともに、理化学研究所及び農業生産物資源研究所との連携大学院協定を締結した。
- 文部科学省の「がんプロフェッショナル養成プラン」に、東京大学（主幹）・東邦大学と共同で申請した「横断的ながん医療の人材育成と均てん化推進プログラム」が採択された。

2. 教育内容等に関する目標を達成するための取組

2-1(1) 学部教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策

- アドミッションズセンターにおける業務の効率化、合理化に向けて、入試管理委員会規程を見直すべく同委員会に提案したが、規程見直しには至らなかった。
- 医学部医学科では、医師国家試験合格率は96.7%と高い水準を維持し、全国80校中第8位という成果をあげた。
- 年々深刻化しつつある医師不足という喫緊の社会的課題に対応するため、「緊急医師確保策」として、平成20年度入試から、医学部医学科の入学定員をこれまでの60名から80名へ20名増員した。

- 平成 19 年 4 月に設立したプラクティカル・イングリッシュ 《*4》センターでは、授業評価アンケートの結果を分析し、平成 20 年度の授業改善に関する計画を作成した。
《*4》プラクティカル・イングリッシュ：実践的な英語力を身につけることを目的とした英語科目。
- 国際総合科学部では、大学院のファカルティ・ディベロップメント（FD）《*5》に学部担当教員の積極的参加を促すとともに、非常勤講師を対象とするFDを初めて実施するなど、教育の質の充実に努めた。
《*5》ファカルティ・ディベロップメント（FD）：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。
- プラクティカル・イングリッシュの未取得により留年した学生に対しては、少人数教育やe-ラーニングの導入、カウンセリングの強化を実施した。また、平成 20 年度に向けて、インストラクターの 4 人増員を想定した 9 人体制での授業計画を立てるなど、学生サポートの充実に努めた。
- GPA（グレード・ポイント・アベレージ）《*6》の導入に向けて、授業の到達目標を明確にするためデータを収集し、厳正な成績評価の方法について検討した。
《*6》GPA制度：欧米の大学で導入されている学生成績評価制度。日本の大学では、従来、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)で成績を評価をしてきた。それに対してGPAでは、それぞれの授業科目の単位数とその評価を基に総合的な評価指標を提示する。不可の授業科目の評価も加算されるため、これまでとは異なる総合的な評価結果が得られる。

2-(2) 大学院教育の内容等に関する目標を達成するための具体的方策

- 国際総合科学研究科では、国際文化研究専攻及び経営科学専攻で学内推薦入試を実施し、理学専攻では、平成 20 年度実施の入試に推薦制度を導入できるよう体制を構築するなど、入試制度を多様化することで優秀な学生の確保に努めた。
- 国際総合科学研究科では、学位論文の国際学術雑誌への投稿及び論文採用結果の成績への反映について、博士後期課程では実施したが、博士前期課程においては実施できなかった。

2-(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための具体的方策

- 国際総合科学部では、コース長等が教育カリキュラムに応じて研究院や病院から教員を確保するために、学部長と研究院長が調整できる仕組みについて、目標設定を行った。

3. 学生の支援に関する目標を達成するための取組

- 成績優秀者特待生制度について、新入生対象として入学試験、在学生対象として前年度成績が特に優秀であった学生に対して学業奨励金を給付する制度を発足させ、平成 20 年 4 月から実施することとした。
- キャリア支援については、相談要員を 1 人増強し 2 人体制とし、前年度の相談件数 284 件に対し、530 件まで相談件数が増加した。
- 卒業生の「キャリアサポーター」への登録をさらに進め、キャリアサポーター登録者数は平成 19 年 2 月の 173 名に対し、平成 20 年 3 月には 277 名に増加、卒業生の進路把握状況も向上した。
- 福浦キャンパスには心理カウンセラー、看護師を配置して、学生・教員に対する健康管理体制の強化を進めた。また、医学科生の麻疹発症を機に小児感染症ワクチンの接種やインフルエンザ、ノロウイルスなどの注意喚起を適宜行い、感染症対策の充実に取り組んだ。
- 学習生活の充実については、学生生活アンケート調査から課題を抽出し、グラウンド整備を行うとともに教室に空調設備を設置した。
- スポーツ・文化・学術分野などにおいて学生の範となる活躍をした学生に対して、学長賞（個人 1 名、団体 1 件）及び学長奨励賞（個人 3 名、団体 5 件）を贈り、表彰式を行った。

4. 研究に関する目標を達成するための取組

- 外部研究費の獲得については、応募相談や応募説明会の開催、発明相談や技術移転活動を引き続き実施したほか、研究に関する各種情報に加え、教員の優れた研究成果をホームページへ掲載するなど、情報発信を通じて研究に対する教職員のモチベーションの向上を図った。
- 教育研究費については、定額基礎部分を一律に配分する一方、付加交付分として外部研究費の獲得努力等に応じて配分したことや、学内で公募・審査して研究費を配分する研究戦略プロジェクト事業を実施したことにより、教員の外部研究費獲得に向けた意識が高まり、平成19年度の科学研究費補助金申請率は約80%にまで上昇し、全学で199件が採択された。
- 外部研究費の獲得において、受託研究については件数及び金額とも前年度を上回ったものの、共同研究及び奨学寄附金については受け入れ件数及び金額とも前年度を下回った。
- 先端医科学研究センターでは、バイオバンク部に続き、平成19年度には研究開発部と研究推進部を立ち上げた。3部門の設置により、研究の支援・促進、研究成果の創出、社会への還元という一連の流れをつくり、研究の進行管理システムの構築に努めた。
- 研究費の執行については、物品購入に係る検査・検収体制を強化するため、平成19年度より各キャンパスに検収センターを設置し、購入物品等の確認を徹底するとともに、「研究費の不正使用防止の実行方針」を制定し、研究費に係る責任体系の明確化と不正使用防止に向けた管理・監査体制について整理した。
- 全学的な研究倫理の確立と定着を図るべく、「利益相反マネジメント規程」《*7》を定め、臨床研究分野においては、既存の倫理委員会とは別に臨床研究利益相反委員会を新設することにより、利益相反を適正に管理していくための体制を整えた。
《*7》利益相反：産学連携の結果、教職員が企業等の関係で有することになる利益や負うこととなる義務と大学の利益が衝突する状態。
- 重粒子線がん治療については、人材育成面で放射線総合医学研究所と合同テレビ会議を行う体制の整備とともに、実際に治療施設が整備された際に必要となる治療体制づくりや人材の確保に向けた準備を行い、放射線総合医学研究所へ研究者を派遣した。

【評価事項】

- 国際総合科学部では、新しい学部創設の理念を具現化するために学部全体として精力的に取り組が進められていることは評価できる。新学部の理念にふさわしいカリキュラムの整備及びこれに基づく履修基本モデルの更なる充実・周知を期待したい。

【17・18年度の指摘事項の改善】
- 医学部では、シミュレーターを用いた実技実習や看護実践評価ができるシステムの構築など、新しい教育方法を積極的に取り入れ、学習環境の整備・充実が一段と進んだことは評価できる。
- 医師国家試験の合格率を高い水準で維持していることは評価できる。
- 医学部医学科の入学定員を増員するなど、喫緊の社会的課題である医師不足対策に積極的に取り組んだことは評価できる。
- NTT物性科学基礎研究所と教育研究活動に関する協定を新たに結ぶとともに、理化学研究所及び農業生産物資源研究所との連携大学院協定を締結したことは評価できる。今後の具体的な成果を期待したい。
- プラクティカル・イングリッシュ・センターにおけるインストラクターの増員など、学部教育の充実へ向けた取組は評価できる。今後、同センターを設置したことによる教育成果の検証を期待したい。

- 国際総合科学研究科の大学院入試制度については、学内推薦入試の実施など、多様化への取組は評価できる。
- 国際総合科学研究科の再編について取り組んでいることは評価できる。ただし、横浜市立大学の将来像につながる重要な課題であるとともに、新学部創設の理念具体化とも緊密に関わる課題であり、より具体的な取組の進展を期待したい。また、質の高い看護実践の担い手育成のためにも、看護系大学院の早期実現を期待したい。
- キャリア相談要員やキャリアサポーターの増員のほか、福浦キャンパスにおける心理カウンセラー等の配置など、学生支援体制への積極的な取組は評価できる。
- 先端医科学研究センターでは、バイオバンク部に続いて、研究開発部、研究推進部を立ち上げ、研究の促進から成果の創出、社会還元までの組織体制を整えつつあることは評価できる。

【指摘事項】

- 国際総合科学部では、年度内に改善改革計画書が作成されなかったことは非常に残念である。学部運営の基本となるものであることから、学生の声も反映しつつ早急に完成されたい。
【18年度評価で同旨を指摘】
- 国際総合科学部では、ティーチング・アシスタント（T A）の増員の成果及び今後の改善への取組の方向性を明確にされたい。
- ファカルティ・ディベロップメント（F D）の実施にあたっては、具体的な授業評価（特にピアレビュー《※8》）等を通じて、教員各自の教育方法・内容等の改善に向けたより実践的な取組が重要であるので、積極的に取り組まれない。
《※8》ピアレビュー：同僚（ピア）による評価の仕組み。大学においては、教育や研究内容の公開などにより、専門的・技術的に共通の知識を有する教員が相互に評価や審査（レビュー）を行うことを指す。
- G P A（グレード・ポイント・アベレージ）の導入については、さまざまな取組が進められていることは認められるが、その本格的実施に向けさらに積極的に取り組まれない。
- 優秀な学生を将来にわたって安定的に確保するためには、確固たる入試実施体制の構築とこれに基づく各種施策の総合的実施が不可欠である。その前提となるアドミッションズセンターや入試管理委員会の位置付けの明確化など総合的な体制整備を早急に進められたい。
- 国際総合科学研究科（博士前期課程）では、修士論文の国際学術雑誌への投稿及び論文採用結果を点数化する等のかたちで成績へ反映させることは、諸条件を考慮し検討した結果、取りやめた。そのこと自体は妥当な判断と思われるが、国際学術雑誌への投稿等は、学生にとっては大きな経験となり、その後の発展の基礎となることであるので、今後とも可能な限り奨励されたい。
- 国際総合科学部では、中期計画で定めているコース長等が教育カリキュラムに応じて研究院や病院から教員を確保できるよう学部長と研究院長が調整できる仕組みが未だ構築できていない。また、解決策も明確ではなく、より一層努力されたい。
- 外部研究費の獲得については、科学研究費補助金の採択件数・金額及び受託研究費の受託件数・金額はともに増加しているものの、共同研究費及び奨学寄附金は、件数・金額とも前年度より減少傾向にある。より積極的に取り組まれない。
- 先端医科学研究センターについては、その成果を期待したいが、外部資金獲得は困難を伴うものであり、人的・物的な資源をどのように重点的に投下するか、市とも十分に協議・調整のうえ、慎重に検討されたい。

II 地域貢献に関する目標を達成するための取組

【総括的評価】

年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

特に、診療を通じた市民医療の向上による地域貢献については、着実に成果を上げていると認められる。なお、このことについては、【IV. 附属病院に関する目標を達成するための取組】に再掲している。

【法人の主な取組状況】

- 地域医療の向上に関する取組として、地域医療貢献業務に従事する専任職員を配置したほか、地域医療貢献推進委員会を開催し、医師の紹介・応援を進めるとともに、地域の病院現状調査を行い、医師不足問題への対策を検討した。
- エクステンションセンターにおいては、平成19年度の講座開講回数は251回(前年度比191%)、受講者数は延べ5,367人(前年度比145%)と前年度を上回り、同センターを会場とした横浜市立大学教員主催の学会・研究会の開催回数も増加した。また、平成19年11月より市民医療講座を開催した。
- 高大連携の取組の一環として、市教育委員会と平成19年1月に締結した教育連携に関する協定に基づき、「横浜市立大学と横浜市立高等学校との連携協議会」を発足させ、高校の理系退職教員と教員免許を有する大学院生による学部での物理学補習クラスを実施した。
- 同時に、横浜サイエンスフロンティア高校設立のためのカリキュラム検討や横浜商業高校への出前授業、近隣高校からの大学授業への生徒受入及び高校における模擬授業への教員の派遣など、具体的な形で高大連携を推進した。
- 小学校英語教育サポーターの養成及びその有資格者の認定プログラムの試行は、現在なお市教育委員会と調整中であり、実施に至らなかった。
- エクステンションセンターにおけるeラーニングの導入については、システム導入とコンテンツの作成にかなりのコストがかかることから、外部の専門機関との連携を摸索すべきとの結論に達し、当面は導入を見送ることとなった。
- 学術情報センター本館及び医学情報センターでは、引き続き貸出サービスを含む市民利用制度を実施するとともに、本館での「市民向け情報探索講習会」の開催に加えて、医学情報センターでは新たに「地域医療関係者向け情報検索講習会」を開催した。
- 産学連携に関する取組の一環として、米国の研究機関より研究者を招いて産学連携フォーラムをエクステンションセンターにて開催したほか、イノベーションジャパン《*9》やアグリビジネス創出フェア《*10》等の産学連携イベントへの出展を行った。

《*9》イノベーションジャパン：大学の技術シーズと産業界のニーズのマッチングを目的とした、日本最大の産学マッチングのイベント。

《*10》アグリビジネス創出フェア：企業等有する技術ニーズと産学官の研究機関等有する技術シーズのマッチングによる新たなアグリビジネス創出の機会の増大を図ることを目的に、農林水産省が主催するイベント。

【評価事項】

- 診療を通じた市民医療の向上のほか、特に医療分野の市民向け講座を開設するなど、一定の成果があがっており、評価できる。【IVにて再掲】
- 市教育委員会との教育連携協定に基づく「横浜市立大学と横浜市立高等学校との連携協議会」の発足や近隣高校の生徒の大学授業への受け入れ、高校における模擬授業への教員派遣等、高大連携への多角的取組は高く評価できる。
- エクステンションセンターについては、大学の知的資源の市民への還元という点では、講座数、受講者数ともに、前年度より増加したことは評価できる。

【指摘事項】

- エクステンションセンターについては、参加者の極めて少ない講座も散見され、みなとみらい21地区に移転した成果が明確になっていない。社会的ニーズを的確にとらえ、戦略的かつ有効な運営に取り組まれない。また、eラーニングの導入についても課題の解決策が明確ではなく、より一層努力されたい。
- 小学校英語教育サポーター構想の具体化が進んでいないことは残念である。構想の一部見直しも含め、関係者間のより緊密な連携と実現への取組を期待したい。

Ⅲ 国際化に関する目標を達成するための取組

【総括的評価】

個々の取組については着実に成果をあげているが、年度計画を必ずしも十分に実施しているとは認められない。

しかし、発展する国際都市・横浜とともに歩む横浜市立大学としては、さらに積極的に取り組むべき分野であるにも関わらず、留学生の受け入れをはじめ未だ改善されていない課題が多い。

横浜市立大学が目指す国際化については、明確なビジョンのもとで大学全体として戦略的に取り組まれることを強く期待したい。

【法人の主な取組状況】

- 海外からの学生を受け入れてのサマーサイエンスプログラムの開講、海外での調査実習を経費面等で支援する海外フィールドワーク支援プログラムの立ち上げなど、新規事業を企画、運営した。
- サマーサイエンスプログラムとして、海外の協定校等から推薦された優秀な学生を奨学生として受け入れ、海洋生物学と環境保全に関する授業を中心に、横浜の地域特色を活かした調査、見学及び先端機関の訪問、さらには日本文化にも触れる機会を盛り込んだ1週間の英語による授業等を実施した。
- 海外フィールドワーク支援プログラムについては、国際総合科学部から4件、医学部から1件を採択、計64名の学生が海外調査実習に参加した。また、引率教員の経費支給や現地の教育活動に必要な経費支援の仕組みを構築し、実施した。
- 国際協力機構横浜国際センター（JICA横浜）との連携による「海外調査実習」の開講など、実践的な海外修学体験を含むカリキュラムを提供できるようにした。

- 現在協定を締結している英国のオックスフォードブルックス大学、米国のカリフォルニア大学サンディエゴ校(U C S D)と特待奨学生留学プログラムに関する協議を進めると同時に、学内での単位認定や、留学しながら4年間で卒業できる学籍の整備について検討を進めたが、学部カリキュラム全体の国際化へ向けた見直しには至らなかった。
- 外国人留学生の受入数を平成22年度までに200名に増やす取組については、国際化推進委員会を中心として検討を重ねたが、具体的な方策は示せなかった。
- 金沢区と協働して「金沢国際交流ラウンジ」を設置し、地域の外国人住民を対象とした相談機能を備えたオフィスとして実績(平成20年3月までの相談件数は378件)をあげるとともに、横浜市立大学留学生とのパネルディスカッションを実施するなど、学生も参画した交流事業を展開し、学生がキャンパス内で広く地域の外国人とも交流ができるような機会の提供に向け環境整備に取り組んだ。
- 海外大学等とのネットワーク構築強化については、海外大学や研究機関との協定締結を平成22年度までに20機関とするという目標に対し、平成19年度は新たに7機関(5大学を含む)と覚書を締結し、合計17機関となった。
- 米国西海岸地域における国際的な産学連携に関する情報収集や調査等の窓口として、海外オフィスをカリフォルニア州サンタクララ市シリコンバレーに設置した。
- 海外の協定校への学生派遣プログラムを増やしたほか、協定校以外への留学に関する要綱の制定など、多様な留学機会を提供する基盤を整えた。
- 米国食品医薬品庁生物製剤評価研究センター(C B E R - F D A)と大学としては世界初の協定締結を行った。また、米国食品医薬品庁との共催による国際学術フォーラムを開催した。
- 国際農業研究機関である国際トウモロコシ小麦改良センター(C I M M Y T)と、国際的レベルの研究・教育の推進に向けた協力関係を構築するため、包括的基本協定を締結した。

【評価事項】

- 海外からの学生を受け入れてのサマーサイエンスプログラムなど、新規事業への取組は評価できる。
- 海外フィールドワーク支援プログラムについては、新たな仕組みを構築し、一定の参加実績(学生計64名が海外での調査実習に参加)が得られたことは評価できる。
- 新たに5校の海外大学と覚書を締結するとともに、米国食品医薬品庁生物製剤評価研究センターと大学としては世界初の協定を締結するなど、海外の大学等とのネットワーク構築に精力的に取り組んだことは評価できる。今後の具体的な成果に期待したい。
- 金沢国際交流ラウンジを開所し、地域の外国人住民との相談実績をあげるとともに、学生も参画した交流事業を展開したことは評価できる。さらに国際化を通じて地域へ貢献することを期待したい。

【指摘事項】

- 個々の取組は見られるものの、発展する国際都市・横浜とともに歩み、実践的な国際教養大学となることを目指す横浜市立大学としては、大学の国際化全体に対しさらに積極的に全学レベルで取り組むべきであり、具体的な成果があがるよう努力されたい。
- 特に海外からの留学生受入数の増大は、大学全体の国際化を進める上で不可欠の課題であるが、大学としての方向性が明らかになっていないように見受けられる。明確なビジョンのもとに、英語による授業科目の増加、留学生宿舎や奨学金の確保など留学生200名受入れ実現

のための大学全体としての戦略的取組の推進を強く期待したい。

- 海外の大学との協定に基づく単位の相互認定の促進や協定校以外の大学における学習の適切な評価制度、海外留学した際の在籍期間の通算制度などについて積極的に取り組まれない。
- 外国人教員受入増加に関する戦略的取組を明確にされたい。

IV 附属病院に関する目標を達成するための取組

【総括的評価】

「高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組」については、積極的な取組を進めており、年度計画を上回って実施していると認められる。

その他の「安全な医療の提供のための取組」、「健全な病院経営の確立のための取組」、「患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組」、「良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組」の4つの取組については、年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

【法人の主な取組状況】

1. 安全な医療の提供のための取組

- 医療安全文化を醸成していくために、引き続き、安全管理対策委員会、リスクマネージャー会議を定期的開催し、情報の収集・分析・評価・改善を行ったほか、附属2病院で同一仕様のインシデント《*11》システムを導入し運用を開始した。また医療安全管理講演会の情報を共有するなど連携を強化した。

《*11》インシデント：医療従事者が医療を行ううえで、“ヒヤリ”としたり、“ハッ”とした経験で、医療事故には至らなかった事例。

- インフォームドコンセント《*12》の充実については、引き続き医療従事者の意識向上を目的にした各種研修や診療録監査を実施するとともに、電子カルテ整備事業の中で患者説明資料や同意書の見直しを行うなど、インフォームドコンセントの充実に向けて取り組んだ。

《*12》インフォームドコンセント：正しい情報を得た（伝えられた）上での合意。特に、医療行為（投薬・手術・検査など）や治験などの対象者（患者や被験者）が、治療や臨床試験・治験の内容についてよく説明を受け理解した上で、方針に合意すること。

- 災害対策については、災害時の給水設備を整備したほか、災害対策マニュアルの改訂や防災訓練を実施した。特にセンター病院ではロールプレイング形式を取り入れた実効性の高い防災訓練を実施し、160人以上の職員が参加した。そのほかにも、災害医療拠点病院合同防災訓練の企画やY-MAT《*13》へ参加するなど、災害医療への対応を強化した。

《*13》Y-MAT：横浜市内で発生した崖崩れなどの自然災害、列車脱線事故、高速道路交通事故などにおいて、複数の重傷者や多数の負傷者が発生し又は発生が予想される災害現場に迅速に出動し、救命のための的確な医療活動を展開する医師1人、看護師2人による医療チーム。

- 院内感染対策の推進については、引き続き、感染対策マニュアルの改訂及び周知を行ったほか、感染制御部の開設と院内感染対策情報誌の定期発行、抗菌薬の適正使用に関する指針の見直しなど着実に取り組みを進めた。

2. 健全な病院経営の確立のための取組

- 附属2病院の運営については、附属病院では入院単価が51,741円（予算比3,032円増）と大幅に伸び、診療収入が前年度対比で7億円超の増収を得た。センター病院では入院単価が57,810円（予算比1,957円増）で診療収入については前年度と比較して10億円超の増収と

なり、大幅な医業収益の増収となった。

- 病院長の権限強化については、附属病院では、直面する課題の解決や将来的な方向性について病院長及び補佐役である副病院長等が参加するトップマネジメント会議で討議し、方針等を決定するマネジメント体制を確立した。
- 附属病院では、特別室病床及び集中治療室の一部を平成19年7月1日から平成20年5月6日まで休止した。
- 診療科の再編や病床配分の弾力的運用については、附属病院では、特別室病床休止期間中も救急病床5床を確保し、二次救急輪番日の円滑な病床運用を実施した。また、センター病院では、総合周産期母子医療センターの設置をはじめとした診療科再編を行ったほか、医師フロアをオープン化するなどコミュニケーションの活性化を図った。
- 医薬材料費の適正化については、診療材料検討部会を設置するなど、診療材料や医薬品について必要以上に品目数が増加しないよう、採用・削除の徹底及び統合・整理を実施し、経費を削減した。
- 診療材料価格削減については、調達について民間会社と提携するなど、削減に向け取り組んだ。
- IT化を推進するため、附属病院では、電子カルテ整備に係る23部門のワーキングを立ち上げ、平成20年7月の一次稼動に向けて院内の意見を集約した。また、システムの概要設計については、附属2病院が協働して行った。
- 施設・機器の更新計画の再検討については、契約時の競争性を高めるため、複数メーカーの機器を選択して入札を実施した。また、保守契約条件も含めた契約を締結し、購入後のランニングコストの大幅な削減を行った。
- 省エネルギーの推進については、附属病院でESCO事業^{《*14》}の適用に向けた準備に取り組むなど、環境負荷の軽減を図る活動を進めた。また、センター病院では、前年度に引き続きコージェネレーションシステムの活用により、更なるエネルギー使用量の改善を図った。
《*14》ESCO事業：Energy Service Companyの略称で、選定されたESCO事業者が既存施設の省エネに関し、改修工事を含む計画立案・工事・管理等の包括的なサービスを提供し、従前の環境を低下させることなく省エネルギー化の効果を生み出す事業。
- 看護師の確保については、学校訪問や病院説明会、2病院見学会、採用試験、内定者・保護者見学会、在職者の離職防止策、院内保育の充実、専任の確保担当課長の配置などさまざまな取組を進めた。
- 看護師の離職を防止するため、夜勤手当などの処遇の改善、仕事の不安や悩み事に対する先輩・直属上司によるサポート体制の充実を図った。また、保育施設の24時間化や更衣室の拡充など施設整備を進め、魅力ある環境づくりに努めた。その結果、離職率は、附属病院では9.2%（平成18年度16.3%）、センター病院では11.8%（平成18年度12.7%）と大幅に改善した。

3. 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組

- 患者相談については、附属病院で「かかりつけ医案内コーナー」を開設するなど、患者の利便性に配慮した相談環境の整備を行った。
- 地域医療従事者への研修機会の提供については、認知症の診断・治療に関する研修会や看護職員医療安全管理講習会、薬剤部主催の研修会のほか、引き続き地域の医師をはじめ、看護師や薬剤師も対象とした研修を実施し、幅広く研修機会の充実に努めた。
- 市民講座については、附属2病院で各種の講座・教室を開催したほか、2病院合同の市民講座を開催した。（実施状況 附属病院：7回・2,107人、センター病院：14回・1,677人）

- センター病院が、大学病院として初の地域医療支援病院《*15》の承認を受け、より一層地域医療を推進するとともに、センター病院の位置づけを明確にした。

《*15》地域医療支援病院：地域の医療機関を後方支援する形で医療機関の役割分担と連携を目的とした病院

- 新たな承認・指定を受けたことにより、附属2病院における特性や位置づけがより明確になった。

【附属病院】

市内唯一の特定機能病院であり、次代を担う医療人を育成する大学病院として教育・研究・医療を一体化し高度でかつ安全な医療を市民に提供する。

また、地域がん診療連携拠点病院として、以下を始めとする取組を行った。

- ・ 化学療法センターを設置
- ・ 肺がん、膵がん等を対象として世界最速、高感度な「SMA P法遺伝子検査」《*16》を実施

《*16》SMA P法遺伝子検査：独立行政法人理化学研究所が開発した遺伝子変異検出法を用いた検査で、検出感度が高く、短時間で判定できる。国内では附属病院のみ実施可能な検査。

- ・ 日本がん治療認定機構認定研修施設に認定

【センター病院】

大学附属病院としては日本初である「地域医療支援病院」の承認を受けるとともに、高度救命救急医療や大学病院としての高度・専門医療を提供する。

また、災害医療拠点病院に加え、産科救急・新生児救急疾患に24時間対応する「総合周産期母子医療センター」の指定を受けた。

- 会計待ち時間短縮については、附属病院では、自動精算機の増設、会計待ち情報表示システム（番号表示）の運用変更、保険証確認専用窓口の設置等の会計待ち時間短縮対策を講じて、「30分以内」の目標を達成した。センター病院では、通常で10～15分、混雑時で20分程度の待ち時間となっており、目標（混雑時30分以内）は達成した。
- 診療待ち時間短縮については、附属病院では、診療待ち時間がほぼ目標（30分以内）に近づいたが、診療科によっては待ち時間が長い科もあるため、電子カルテシステム整備後に新システムを利用した詳細な調査を実施し、その結果も合わせて予約枠見直しを行うこととした。また、内科・神経内科、外科・脳神経外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科の外来で診療状況表示システムを開始した。センター病院では、調査を実施した結果、平均で30分となったが、30分を超える診療科があるため、さらに検討を行うこととした。

4. 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組

- 高度・先進医療の推進については、附属病院では、新たに3件の先進医療が承認され、計5件の実績となった。また、センター病院では、新たに1件が承認され計2件の実績となった。

《参考》新たに承認された先進医療

附属病院：超音波骨折治療、実物大臓器立体モデル手術計画、内視鏡下小切開泌尿器腫瘍手術

センター病院：超音波骨折治療

- 専門外来の充実については、附属病院に日本初となる「SMA P法遺伝子検査」を用いた「オーダーメイド医療推進外来」《*17》を開設するなど、専門性の高い医療の提供に取り組んだ。

《*17》オーダーメイド医療：遺伝子情報等に基づき、患者の体質に合った治療法を選択し実施する医療。

- 附属病院における女性専門外来開設については、女性専門外来のあり方等について検討した結果、専門的かつ高度な医療の提供を求められる大学病院としては、総合診療科的な「女性専門外来」を開設するのではなく、各診療科が女性患者のニーズに合わせて高度で専門的な医療を提供していくことが時代にあっているとの方針を確認した。

5. 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組

- 医療人教育支援プログラム（文部科学省選定）に基づき、医師不足診療科における女性医師を対象とした長期専門医研修プログラムを策定し、併せて女性医師確保対策（一時保育・病後児保育の実施、ワークシェアリング制度の導入）を実施した。
- 研修医の育成に関しては、救急研修の充実のため、救急を経験する機会が多い研修協力病院に研修医を派遣するなど、充実した研修体制の構築に努めた。また、歯科医師臨床研修病院の指定を受けるなど、研修領域の拡大においても積極的に取り組んだ。
- 職員の声を吸い上げるシステムの構築に関しては、センター病院では、院内広報誌を創刊したほか、各職場の相互報告会を行うなど、相互理解を高めるための仕組みづくりを行った。
- 「市大病院学会」の創設については、緩和ケアリフレッシュセミナーや安全管理看護講習など公開されている研修・講習会などを市大病院学会と位置付け、院内及び地域の医療機関にあてて開催予定や実施内容等の情報を提供していくこととした。
- 附属病院では、教育研修センターの設置に向け検討した結果、設置を見送り、院内の研修を所管する臨床研修センター、管理部、看護部が連携を強化して、それぞれが主体的に研修の充実化を進めることとなった。
- 附属病院では、各部門で実施している病院実習に関する情報を病院ホームページに掲載した。センター病院でも、薬剤部研修生受入概要、実績ともにホームページ上に公開した。
- 引き続き、臨床研修医の定員充足率が附属2病院ともに100%を達成した。

【評価事項】

- 附属2病院ともに医療安全管理の取組が着実に重ねられていることは高く評価できる。
- 附属2病院ともに診療収入が前年対比で増収となったことは評価できる。
- 看護師確保のため、学校訪問や病院説明会、夜勤手当などの処遇の改善、仕事の不安や悩み事に対するサポート体制などの実施により、特に低い離職率を達成したことは高く評価できる。大学病院としての使命を果たすため、法人全体として組織的な連携を図りながら、継続して取組を進められたい。
- 女性医師の確保に対する支援については、さまざまな取組が行われており評価できる。継続して取組を進められたい。
- 患者本位の医療サービスの向上の取組として、附属病院において、「かかりつけ医案内コーナー」の開設など相談体制の整備を進めていることは評価できる。また、センター病院が、大学病院として初の地域医療支援病院の承認を受けたことは評価できる。
- 附属病院が日本がん治療認定機構の認定の研修施設になったこと、センター病院が「総合周産期母子医療センター」の指定を受けたことは評価できる。
- 診療待ち時間及び会計待ち時間の短縮に精力的に取り組んだことは評価できる。しかし、「患者本位の医療」のためには、待ち時間の短縮は一応の目標は達成しつつあるとはいえ、さらに努力を要する課題である。特に会計待ち時間は事務管理の効率化に関わることであり、さらに積極的な取組を進められたい。
【18年度評価の指摘事項の改善】
- 附属2病院ともに先進医療承認に積極的に取り組んでいることは評価できる。
- 附属病院では、「オーダーメイド医療推進外来」の開設など専門性の高い高度・先進医療が提供されつつあることは高く評価できる。
- 引き続き、臨床研修医の定員充足率が附属2病院ともに100%を達成したことは評価できる。

【指摘事項】

- 附属病院では、特別室及び集中治療室の病床の一部とはいえ、長期間にわたり休止したことは非常に残念である。今後このような事態が再発しないよう看護師の確保をはじめ運営全体に十分配慮されたい。
- I S O 9001 《*18》及び I S O 14001 《*19》の取得については、方針変更ということもあり、取組が相当遅れる結果となった。経済性と安全な医療の提供の両面から、I S Oの取得と病院機能評価の取得をもっと整理区分するとともに、早急な策定を予定している大学独自の環境管理計画との関係も整理し、実施されたい。
 - 《*18》 I S O 9001：国際標準化機構（I S O）が発行した、品質マネジメントの国際規格で、顧客満足度の向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現するための要求事項を規定したもの。
 - 《*19》 I S O 14001：国際標準化機構（I S O）が発行した、組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に引き止めることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格（I S O 14000 シリーズ）で、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を確実にするための要求事項を規定したもの。
- 附属2病院ともに医業収入は増えているものの、医薬材料費や人件費なども増加傾向にあり、収支構造としては、厳しさを増していると思われる。今後とも経営改善を実践されたい。
- 診療科の再編について取組が進められていることは認められるが、大学病院においては、研究・教育・診療の一体化に基づいて取り組むべき事項であり、引き続き努力されたい。
- 病院長の権限強化は、病院の機動的、効率的な運営に資する点では、重要かつ有効なことであるが、法人組織の一部門であることに変わりはなく、法人としてのガバナンス（内部統制、予算統制など）が十分機能することが前提となる。中期目標の趣旨を踏まえて病院長に付与すべき人事や予算等を含め強化すべき権限及びこれに伴う責任の範囲を更に明確にするよう努力されたい。
- 附属2病院については、中期計画に掲げられているとおり、「それぞれの病院の特性を最大限に発揮する」こと及び「病院の位置付けを明確化する」ことに向けて取組が進められていることは認められるが、より一層努力されたい。
- 附属病院では、各診療科から選任した女性の専門医からなる「女性専門外来」の開設を検討の結果として見送ったことはやむをえないが、検討の経緯を踏まえ、当初の構想の趣旨をより時代に即した形で実現できるよう努力されたい。
- 市大病院学会構想に関しては、実態に即した様々な取組が行われているが、地域の医療人が知識や情報を共有する場を設けるといった当初の構想の趣旨をより時代に即した形で実現できるよう努力されたい。
- 附属病院では、年度計画において教育研修センターを設置することとしていたが、検討の結果見送られることとなった。今後は検討の経緯を踏まえ、研修や人材育成を総括し充実を図るといった当初の構想の趣旨をより時代に即した形で実現できるよう努力されたい。

V 法人の経営に関する目標を達成するための取組

【総括的評価】

「経営内容の改善に関する目標を達成するための取組」、「広報の充実に関する目標を達成するための取組」の2つの取組については、年度計画を概ね順調に実施していると認められるが、中期計画を達成するための対応は必ずしも十分とは言えない部分も見受けられる。

また、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」については、多くの個々の地道な取組については評価できるが、大学院医学研究科における学位審査等に係る一連の事態があったことは、市民の信頼を大きく損なう極めて遺憾なことである。結果としては、かなり以前から継続していたことでもあり、健全な法人運営の基盤そのものに大きな課題を内包していたと言わざるを得ず、平成19年度計画についても的確に実施したと認めることはできない。

【法人の主な取組状況】

1. 経営内容の改善に関する目標を達成するための取組

- 寄附金の募集を開始したほか、法人化の利点を生かした複数年契約、病院も含めた法人全体での一括契約を実施し、経費の抑制を行った。
- 学費の改定を実施した。また、学費の納入方法については、クレジット決済の導入により、学費納入方法の多様化を実現した。さらに、学費システムの大幅改修を行ったことにより、学費の徴収状況の把握が容易になり、経営の効率化が図られたと同時に、学生及び保護者対応がスムーズになるなど、学生サービスの向上にもつながった。
- 環境負荷低減への取組については、検討の結果、ISO14001を取得して実施するのではなく、大学の特性にあった環境負荷への効果的な取組を環境管理計画として新たに策定し、進めることとした。
- エクステンションセンター利用者の利便性を高めるため、受講料の支払いについては、コンビニエンスストアに加え、クレジットカードによる決済にも対応した。
- 産学連携の取組として、新たに文部科学省から「先端研究施設共用イノベーション創出事業」の採択を受け、2台の超高磁場超高感度NMR装置を産業界へ開放したほか、「蛋白質構造解析コンソーシアム」との包括的基本協定に基づき、企業との共同研究や受託研究を進めるなど外部資金の獲得拡大に努めた。
- 各キャンパスで動物実験に関する規程を整備し、金沢八景キャンパスでは動物飼育舎の改修を行ったが、全学の基本的指針については合意が得られず、策定には至らなかった。
- 既存施設の効率的な管理については、中央監視設備の改修などにより、省エネルギーの監視強化と改善を実施した。

2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき取組

- 月次決算マニュアルの作成等により、大学部門の月次決算処理の早期化が実現した。
- 外部研究費については、従来、明確になっていなかった間接経費の配分方法、用途を明確化したほか、教員側へ間接経費の一部をフィードバックすることによって、事務側と教員側の双方にとってメリットのある間接経費のシステムを構築することができた。
- 市民向けに「財務レポート」を作成し、大学の財務内容を分かりやすく公表したほか、格付け取得（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）よりA A-）や横浜市立大学の地域への経済効果を定量的に把握するための調査を実施、公表するなど、経営情報を公開した。

- 内部監査機能の充実としては、監事、会計監査人及び内部監査委員による「監査連絡調整会議」で策定した監査計画に基づくとともに、相互の監査実施状況を踏まえつつ、内部監査を実施した。なお、平成19年度は、財務的なテーマに重点を置いた。
- コンプライアンス推進委員会を設置・開催（5回）するとともに、外部講師による法人内研修を実施する等、体制強化を図った。
- 医学研究科博士課程における学位審査等に係る一連の問題が発覚し、事実関係を調査するとともに、問題解決に向けた取組を行うべく、対策委員会の設置準備を整えた。
- 大学(病院)職員としての能力向上を実現する人事考課制度の検討については、市に準じた運用にとどまり、大学固有の制度検討にまでは至らなかった。
- 人事面においては、年度途中に大学専門職として他大学経験者を新たなポスト（福浦キャンパス学習教育担当課長、学務課学務企画係長）に採用し、学務組織の強化を図った。
- 教員評価制度については、教員に対して評価制度の趣旨を周知し、理解を得ることに重点を置くこととし、評価対象教員の95%の評価を決定（平成18年度試行時の評価決定者64人に対し、平成19年度は542人）することができた。しかし、評価結果を処遇へ反映させることについて調整を行ったが、平成19年度内に教員への説明会を開催することはできなかった。
- テニユア教授《*20》制度は、「教授」だけではなく他の職位も含め、優れた教育・研究等の業績をあげた教員に対し、法人としてテニユア権を与えることができる制度として、再検討を行った。
《*20》テニユア教授：横浜市立大学における教授の職位のうち、教育研究能力に特に優れ、審査により定年までの継続雇用契約を締結する教授。
- 職員配置計画の実施、市の派遣職員から固有職員への切り替えの積極的な実施（固有職員比率は、平成19年4月当初の24.7%に対し、平成20年4月当初には36.1%まで上昇した。うち、事務職員のみ固有職員比率は、平成19年4月当初の39.8%に対し、平成20年4月当初には53.9%まで上昇した。）、契約職員の導入、特に優れた知識と経験を有すると認められる者や横浜市立大学を定年退職した教授等を対象にした特別契約教員の採用など、雇用の多様化を通じて、人件費管理の効率化に努めた。

3. 広報の充実に関する目標を達成するための取組

- 学生の広報ワークショップを企画ごとのプロジェクト制とし、平成19年度は、「キャラクター企画検討」、「タウンマップ（フリーペーパー「金沢HAKKEN」）発行」、「ホームページリニューアル」、「金沢高校と合同の金沢八景駅トンネル壁画」の4プロジェクトの運営について支援した。これらの活動を通じて、学生の視点を大学広報に活かすことができたとともに、近隣住民からの反響が大きく、地域に貢献することができた。
- 英語版ホームページのリニューアルについては、教職員からなるプロジェクトチームを編成し、必要なコンテンツの抽出、翻訳の委託先のコンペによる選定など、サイトの土台づくりを進めた。

【評価事項】

- 学費やエクステンションセンターの受講料の納入にクレジット決済やコンビニエンスストアでの納入を導入するなど、経営の効率化とサービス向上の両面から効果を上げたことは評価できる。
- 外部研究費のさらなる獲得に向け、獲得者（教員）側に対する間接経費の配分ルールを明確化したことは評価できる。
- 財務レポートを作成し、市民等に分かりやすく経営情報を開示したことは、市民に開かれた大学として、また、地域との関わりを深める手段として、高く評価できる。さらに今後、財務面にとどまらず、大学が地域で果たしている地域貢献活動も幅広く紹介し、理解を深めるよう取り組まれない。
- 企画ごとのプロジェクト制による学生の広報ワークショップ活動が活発に展開されていることは評価できる。

【指摘事項】

- 大学院医学研究科における学位審査等に係る一連の事態については、市民の信頼を大きく損なう極めて遺憾なことである。平成19年度においては、法人独自のコンプライアンス推進体制を制度として発足するなどの新たな取組も見られたが、結果としては、かなり以前から継続していたことでもあり、健全な法人運営の基盤そのものに大きな課題を内包していたと言わざるを得ない。法人自ら設置した「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」の最終報告を厳粛に受け止め、教職員の意識改革はもとより、職員倫理規程の制定、医局運営の透明性の確保、コンプライアンス推進体制の見直しなど、法人全体の内部統制・管理体制の確立に全力で取り組まれない。【内部統制・管理体制については、17・18年度評価でも指摘】
- 老朽化の著しい金沢八景キャンパスの施設の耐震補強・老朽化対策は喫緊の課題である。また、附属2病院の施設についても、将来にわたって機能を維持し、安全な医療を提供するための計画策定が必要である。現在の中期計画との関連を明確にしつつ早急に市と協議・調整し取組を進められたい。
- ISO14001の取得については、方針変更ということもあり、取組が相当遅れる結果となった。ISO14001に代わる大学独自の環境管理計画を早急に策定し、実施されたい。
- 教員評価については、評価結果を処遇へ反映させることはできなかったが、慎重に検討し、また教員への説明を通じてその理解を深めつつ、適切な時期に反映されたい。また、テニユア教授制度はこの評価制度とも関連するものであり、サバティカル制度《*21》等も含め、教員評価制度等を含む人事制度の一環との位置づけの中で早急に具体化に取り組まれない。
《*21》サバティカル制度：研究のための長期休暇 【17・18年度評価で概ね同旨を指摘】
- 発展する国際都市・横浜とともに歩み、実践的な国際教養大学となることを目指す横浜市立大学としては、英語版ホームページの充実は必須であり、精力的に取り組まれない。

VI 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための取組

【総括的評価】

年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

【法人の主な取組状況】

- 平成 18 年度の業務実績に関する評価結果を周知することで、課題の共有化を図り、改善に向けた取組について検討を進めたほか、平成 19 年 10 月には上半期における年度計画の進捗状況とあわせて、当委員会による前年度指摘事項への対応状況についても調査し、各所管課において現状の把握と取組スケジュールの見直しを行った。
- 平成 21 年度の大学機関別認証評価の受審に向けて、評価を受ける評価機関を正式に選定し、評価に必要なとされるデータの種類や内容を把握した上で、大学総合データベースの構築に取り組んだ。
- 認証評価や法人評価等の評価全般に関する事項を審議し、その円滑な実施を図るため大学評価本部を運営したほか、平成 21 年度の大学機関別認証評価の受審に備え、評価に係る業務を所管する評価制度課の平成 20 年 4 月設置に向けた準備を進めた。

【評価事項】

- 当委員会の評価結果及び指摘事項を大学評価本部等で受け止め、課題の共有化を図り、改善に向け、業務に反映させる取組が進められつつあることは評価できる。
- 学校教育法に基づく法定業務である大学機関別認証評価の受審に向けて、大学総合データベースの構築など、全学的に取り組んでいることは評価できる。

【指摘事項】

- 当委員会が過年度の評価から指摘を続けているにも関わらず、未だ改善がなされていないものが見受けられるなど、法人全体として当委員会からの指摘事項に対する対応についての進捗管理が必ずしも十分ではない点が散見される。法人全体としての確に進捗管理できる体制を整えられたい。
- 法人が作成した業務の実績報告書においては、同旨の業務実績についての自己評価の表現に不統一が見られるほか、取組が不十分であったことについての記載が明確でないものも見られるなど、法人の自己点検・自己評価のあり方に課題を残している。自己点検・自己評価を適正に実施することは、法人にとっても、また、大学にとっても今後の改善改革を進める最も基盤となることであり、今後、この点を十分再認識し、取り組まれたい。

VII その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組

【総括的評価】

「安全管理に関する目標を達成するための取組」、「情報公開の推進に関する目標を達成するための取組」の2つの取組について、年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

【法人の主な取組状況】

1. 安全管理に関する目標を達成するための取組

- ハラスメント防止研修については、学生対象、管理職対象、教職員対象と対象者を分けて複数回実施した。また、各拠点のハラスメント窓口委員を2人増員し、11人での対応とした。
- 防災対策の強化を図るため、危機管理計画に沿って配備計画及び体制の適宜更新を行い、学内グループウェア（YCU-net）等を用いて学内周知を行った。
- 防災メールの登録者数の増加については、「学生生活のしおり」や、教職員向けの通知によりPRに努めた結果、導入当初と比較すると15.5%増加した（平成19年9月時点で246件）。さらに、安否確認については、安否確認メールの自動配信といった機能拡充を平成20年度から導入することとした。

2. 情報公開の推進に関する目標を達成するための取組

- 各所属において個人情報保護に関する研修と自主点検を実施した。
- 個人情報の適正な管理と取扱いの際に必要な手続きについて理解を深めることを目的として、外部講師による研修会を実施し、業務遂行上必要となる知識を身につけるとともに、個人情報保護に対する意識の向上を図った。

【指摘事項】

- 防災対策にとどまらず、附属2病院を含めた法人運営全体をカバーしうる総合的な危機管理体制の構築に向けて、より一層努力されたい。
- 個人情報保護への努力は認められるが、大学が保有する情報量の膨大さを考慮すれば、大学にふさわしい制度的・システムの仕組みづくり、管理体制の一層の充実に努力されたい。

Ⅷ 予算、収支計画及び資金計画 等

【総括的評価】

中期計画3年目においては、運営交付金の計画的な削減や臨時損失の計上等にもかかわらず、大学においては授業料改定、附属2病院においては医業収益の確保を行うとともに、法人全体としても継続的な経費の節減などの経営努力の結果、当期純利益を約2億円計上したことは評価できる。

しかし、過年度に比べ当期純利益が大幅に減少するなど経営が一段の厳しさを増していることも事実である。利益処分額については、大学、附属病院、センター病院別にそれぞれを分析・評価した結果、全額目的積立金として承認することは適当であると判断したが、承認にあたって下記の意見を付することとした。

1. 法人全体としては剰余金を計上しているものの、それまでの2か年に比べ、当期純利益が大幅に減少していることから、その原因を徹底的に分析するとともに、経営改善の実践を進めること。
2. 市が設立する意義ある大学としての社会的使命及び市民の期待への対応と自主・自立した経営とのバランスを十分配慮しつつ、法人全体の予算統制（収支計画、資金計画、さらには人員配置計画や設備投資計画など）がより実質的に機能する仕組みを構築し、実施すること。

3 参考

◆委員構成(委員は50音順)

委員長	川村 恒明	神奈川芸術文化財団理事長
委員	蟻川 芳子	日本女子大学副学長
	岸 勲	日本公認会計士協会神奈川県会相談役
	桐野 高明	国立国際医療センター総長
	山上 晃	横浜商工会議所顧問

◆開催状況

1. 第1回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成16年12月24日開催)
2. 第2回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成17年1月26日開催)
3. 第3回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成17年4月1日開催)
4. 第4回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成17年9月1日開催)
5. 第5回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成17年11月4日開催)
6. 第6回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成18年4月12日開催)
7. 第7回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成18年7月5日開催)
8. 第8回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成18年7月31日開催)
9. 第9回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成18年8月30日開催)
10. 第10回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成19年4月19日開催)
11. 金沢八景キャンパス視察 (平成19年6月19日実施)
12. 第11回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成19年7月6日開催)
13. 第12回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成19年7月26日開催)
14. 第13回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成19年8月24日開催)
15. 第14回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成19年12月21日開催)
16. 第15回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成20年4月14日開催)
17. 第16回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成20年5月23日開催)
18. 金沢八景キャンパス視察 (平成20年6月24日実施)
19. 第17回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成20年7月4日開催)
20. 第18回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成20年7月29日開催)
21. 第19回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成20年8月25日開催)

◆横浜市公立大学法人評価委員会事務局

横浜市都市経営局大学調整課

1. 法人評価の概要

公立大学法人横浜市立大学（以下「公立大学法人」という。）は法人化に伴い、市会の議決を経て、市が定めた中期目標の達成に向け、公立大学法人自らが策定した中期計画や年度計画に基づいて自主自立的な大学運営を推進することとなっている。また、公立大学法人は中期目標の期間（6年間）における業務の実績について横浜市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けるとともに、各事業年度における業務の実績についても評価委員会の評価を受けることとなっている。

評価委員会は、各事業年度における評価にあたって、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査及び分析し、その結果を考慮して総合的な評価を行う。またその評価結果を、公立大学法人に通知するとともに市長へ報告し、公表する。

なお、市長はこの評価結果を受けたときは議会へ報告することになっている。

2. 主な評価の方針

評価委員会は、主として次のような方針に基づき、業務実績に関する評価を行う。

- ① 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、総合的に評価を行い、公立大学法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと。
- ② 前年度の評価の中で指摘した事項については、大学運営に反映されているかなど翌年度の評価の中で確認すること。
- ③ 自主自立的な大学運営の実現を目指し、公立大学法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること。

3. 評価の流れ

◆平成 19 年度業務の実績報告書の提出

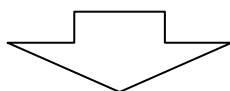
評価委員会は、あらかじめ示した評価の基準と項目に基づいて、公立大学法人が年度計画上の目標を達成するための取組(7分類)とその目標を達成させるための具体的な取組(14 項目)にまとめた「平成 19 年度公立大学法人横浜市立大学の年度計画における業務の実績報告書」の提出を受けた。

これをまとめるにあたって、公立大学法人は年度計画上の取組 435 項目を対象に自己評価を行った。

A	B	C	D	合計
75	335	25	0	435

【評価の基準】

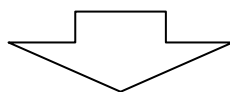
- A……年度計画を上回って実施している
- B……年度計画を順調に実施している
- C……年度計画を十分に実施できていない
- D……年度計画を実施していない



◆評価委員会による評価

公立大学法人から提出のあった平成 19 年度業務の実績報告書に基づいて、評価委員会は書面審査及びヒアリングを実施し、次の項目に沿って調査・分析を行い、総合的に評価を行った。

評価委員会として評価した項目	自己評価	評価委員会による評価
I 大学の運営に関する目標を達成するための取組	B	B
1. 教育の成果に関する目標を達成するための取組	B	B
2. 教育内容等に関する目標を達成するための取組	B	B
3. 学生の支援に関する目標を達成するための取組	B	B
4. 研究に関する目標を達成するための取組	B	B
II 地域貢献に関する目標を達成するための取組	B	B
III 国際化に関する目標を達成するための取組	B	C
IV 附属病院に関する目標を達成するための取組	B	B
1. 安全な医療の提供のための取組	B	B
2. 健全な病院経営の確立のための取組	A	B
3. 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組	B	B
4. 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組	A	A
5. 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組	B	B
V 法人の経営に関する目標を達成するための取組	B	B
1. 経営内容の改善に関する目標を達成するための取組	B	B
2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき取組	B	C
3. 広報の充実に関する目標を達成するための取組	B	B
VI 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための取組	B	B
VII その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組	B	B
1. 安全管理に関する目標を達成するための取組	B	B
2. 情報公開の推進に関する目標を達成するための取組	B	B



◆法人評価結果(報告書)の作成

【特色】

- ・ 年度計画全体の進捗状況を示す全体評価と各取組ごとの進捗状況を示す項目別評価とに分けてまとめた。
- ・ 項目別評価において項目ごとの総括的評価を示した。
- ・ 法人の取組に対する評価事項及び指摘事項を明確に示した。
- ・ 過年度にも指摘している事項及び改善がなされた事項については、その旨を記載した。
- ・ 市民にわかりやすく示すため用語解説を付した。